



* 職権処理の場合は職権欄にチェックを入れ、申請区分を選択します。

- ・作成・・・登記識別情報が作成されていない名義人に対して、登記識別情報を新規に作成する場合
- ・失効・・・職権により登記識別情報を失効させる場合
- ・通知・・・不通知指示がされている登記識別情報を登記名義人に通知する場合
- ・回復・・・失効した登記識別情報を回復する場合
- ・再作成・・・既に作成されている登記識別情報を失効させた上で、新たな登記識別情報を作成・通知する場合（なお、この「再作成」の指示の前に、作成済の登記識別情報を職権で失効させておく必要があります。）



7) 物件情報を入力して「確定」ボタンをクリックします。



- * 不動産番号による物件の特定も可能です。
- * 1つの受付番号について、100物件まで入力することができます。
- * 「複写」ボタンをクリックすると、直前に入力した物件情報が複写されます。

